

監査結果報告に係る措置状況

監査結果

(令和6年6月7日・報告監第9号)

・健康福祉局

・土木局

・中央病院

西宮市監査事務局

西宮市監査委員 福 田 雅 至 様
同 金 崎 健太郎 様
同 板 戸 史 朗 様
同 中 村 衣 里 様

西 宮 市 長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 措置を講じた部局 | 健康福祉局 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告（健康福祉局） |
| 3 監査結果提出日 | 令和6年6月7日付報告監第9号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査結果報告に基づき講じた措置
(令和6年6月7日付報告監第9号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P10

1 適正な収入事務

(1) 狂犬病予防手数料の手續

- ア 狂犬病予防注射済票交付手数料について、4年度歳入として調定を行い収入すべきところ、5年度分狂犬病予防手数料に含めて5年度歳入として調定を行い収入していた事案が見られた。会計年度独立の原則は地方公共団体の財務における重要な原則である。歳入、歳出の所属年度については法令の規定に従い適切に区分されたい。
- イ 犬の登録申請書兼狂犬病予防注射実施報告書が提出されていないにもかかわらず、犬を原簿に登録している事案が見られたため、適正に処理されたい。
- ウ 所管課は、集合注射会場において、公金ではない注射料金を犬の所有者から受領し、開業獣医師会に支払う事案があった。市が注射料金を取り扱うことについての根拠を整理されたい。

(講じた措置)

狂犬病予防注射済票交付手数料の所属年度ごとの収入については、調定の期限などを複数職員で再確認し、今後、このようなことがないよう、適正な事務処理を徹底してまいります。

犬を原簿に登録する事務処理については、要領に定めて実施しているところですが、報告書以外の提出があった場合にも対応できるよう、要領を改正し、改善を図りました。

集合注射会場での注射料金の取扱いについては、集合注射を共同で実施する開業獣医師会との覚書に改めて記載し、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P11

2 適正な支出事務

(1) 補助基準額及び要綱の管理

- ア 西宮市地域活動支援センター運営費等補助事業の交通費補助に係る基準額について、市の要綱の基準額が改正されていない事案が見られた。所管課は交通費補助の利用者がいないことから改正をしていないとのことであるが、県の基準額に基づき市の基準額を定めていることから早急に市の要綱を改正されたい。
- イ 実績報告時の所要額調書は、年間の補助金額を確定する際に用いる重要な算定資料となることから、運営費等補助事業要綱に提出する書類として明確に記載されたい。

(講じた措置)

西宮市地域活動支援センター運営費等補助事業については、指摘事項を受け要綱改正の準備を整えています。既に当年度補助金の交付決定、2回目までの交付が済んでおり、年度途中で要綱を改正すると事業所に混乱が生じる恐れがあるため、令和7年4月1日付で要綱改正を行います。

2 適正な支出事務

(2) 委託料の歳出年度区分

犬の鑑札等交付事務に係る5年度上半期分委託料に4年度分の委託料を含んで支払っており、4年度分と5年度分の委託料を区分していなかった事案が見られた。4年度分の委託料分に係る交付状況報告書が所管課に提出されたのが5月2日であったため、5年度分として支払うことはやむを得ないことであるが、歳出の年度区分について適正に処理されたい。

(講じた措置)

犬の鑑札等交付事務に係る委託料の歳出年度区分については、委託先へ報告期限の徹底を依頼するとともに、報告状況の確認と催促の徹底を改めて周知し、今後、このようなことがないように、適正な事務処理を努めてまいります。

2 適正な支出事務

(3) 四種・二種混合・ポリオ予防接種委託料

西宮市定期予防接種実施要領の予防接種の対象疾病について、根拠条文の誤りが見られた。改めて根拠条文を確認し適正な事務処理に努められたい。

(講じた措置)

西宮市定期予防接種実施要領における記載について、根拠条文の訂正を行いました。同様の事象が起きないように今後は複数人による確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。

2 適正な支出事務

(4) 委託契約における消費税の取扱い

一般的な契約手続において、消費税の課税、非課税の取扱いは、契約締結時には必ず確認しておかなければならないものであるため、いずれの場合も契約書に取扱いを明記されたい。また今回の業務委託設計書のように契約書に関連する書類についても確認を徹底し、消費税の取扱いについて疑義が生じないように留意されたい。

今回の障害者相談支援事業等の事案は、他市でも同様の事例が多数見られたことから国の周知方法にも問題があると考えられる。しかしながら健康福祉局では、類似事業で消費税の非課税対象となる事業が見られるとのことから、今後、契約時の委託事業における消費税の取扱いについて、局内の内部統制のリスク項目として取り上げるなど、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

(講じた措置)

委託契約における消費税の取扱いについては、必ず契約書に取扱いを明記し、契約書に関連する書類についても取扱いを明記するよう徹底し、適正な事務処理に努めます。

また、契約時の委託事業における消費税の取扱いについては、総務局総務総括室総務課において、内部統制資料の令和6年度「リスク評価シート」及び「所属長用チェックポイント集」に追記しており、健康福祉局においては、前述の資料を改めて局内周知し、再発防止に努めます。

3 適正な契約事務

(1) 特命随意契約の根拠規定及び理由の記載

市立養護老人ホーム寿園における給食食材購入業務及び犬の鑑札等の交付事務で、特命随意契約の根拠規定及び理由が決裁書に記載されていない事案が見られた。特命随意契約は、あくまで例外的に認められるものであることを十分に認識し、契約締結の決裁の作成にあたっては、根拠規定及び理由を明確に記載されたい。

(講じた措置)

現在、寿園における給食調理業務については、入札により事業者と3年契約を締結しており、その事業者に対して食材購入を特命随意契約で行っています。本来であれば、給食調理業務の委託仕様書の中に食材の調達も含めて、1つの業務とすることが望ましいところですが、本市の事務分掌規則第9条第3項第4号イにより、食材購入については契約管理課の事務から除かれているため、所管課で給食調理業務とは別に契約を行う必要があります。安全安心な食材を使用し、適切な給食調理を行う必要があることから、食材購入については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しない）に該当するものとして、所管課において特命随意契約による契約としています。来年度以降の食材購入については、上記の理由を決裁書に明記するよう改善を図ってまいります。

犬の鑑札等交付事務に係る特命随意契約の根拠規定及び理由が決裁書に記載されていない事案が見られたについて、令和6年度より、「当該業務を担える動物病院の参加団体が本市では西宮市開業獣医師会しかないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「性質又は目的が競争入札に適しない」に該当するため、特命随意契約とする。」ことを、契約締結の決裁の作成にあたって明確に記載するよう改めました。今後、このようなことがないように、適正な事務処理を努めてまいります。

3 適正な契約事務

(2) 指定管理業務における再委託承認申請手続

西宮市北口保健福祉センター検診施設指定管理に係る情報処理業務において、再委託の範囲に個人情報を取り扱う業務が含まれる場合は、その旨を再委託承認申請の書面に明記するよう徹底されたい。

(講じた措置)

指定管理業務における再委託承認申請手続については、ご指摘のとおり再委託承認申請の書面に再委託の範囲に個人情報を取り扱う業務が含まれることを令和6年度分から明記し、改善を図りました。

3 適正な契約事務

(3) 委託業務における再委託の承認手続

新型コロナワクチン接種関連事務等業務及び権利擁護支援センター運営委託業務において、再委託の承認手続を行っていない事例が見られた。再委託を行うにあたっては、決裁手続により、承認の決定を行い、承認通知書を交付するように改められたい。

なお、権利擁護支援センター運営委託業務については、業務内容と契約書等の記載内容に齟齬が見られたため、実態に即した形の契約書等に整理されたい。

(講じた措置)

新型コロナワクチン接種関連事務等業務における再委託の承認手続については、承認申請に対して口頭で承認していたものがありました。今後、再委託の承認手続が必要な際には、決裁手続により承認の決定を行い、承認通知書を交付するように改めます。

権利擁護支援センター運営事業において、権利擁護支援センターが実施する専門相談会に弁護士、司法書士が出務することについて事業受託法人と弁護士会、司法書士会とが契約することについては再委託に該当することを事業受託法人と確認するとともに、当該契約にあたっては、事業受託法人から本市に対して事業を再委託することの承認申請と、そのことを承認することの意思決定を明確にするための決裁及び受託法人に対する承認通知書の交付を行っていくようにしました。

加えて、事業受託法人と弁護士会、司法書士会との契約書の記載内容については専門相談会の業務実態と齟齬がない記載内容に改めるとともに、権利擁護支援センター運営事業委託契約書の記載についても齟齬がない記載内容に改めていくことで改善を図りました。

4 適正な財産管理事務

(1) 公有財産の使用許可、貸付、使用料等の減免

ア 使用料や貸付料の減免にあたっては、庁内の取扱基準に則り、減免率の上限区分を判定する手順と減免率等を決定する手順を明確に区分して決裁書に記載されたい。

減免率の上限区分を判定する手順では、市の事務事業との関連性の程度により、減免率の上限区分が異なるため、その説明はできるだけ具体的な記載とし、上限区分の違いが理解できるように留意されたい。

また、減免率等を決定する手順では、減免適用時の留意事項等をどのように検証したかなど、その検証内容や評価についても決裁上明らかにしたうえで、減免率等を決定するように徹底されたい。

イ 健康福祉局内で既に制定している要綱、相手方と交わした合意書等により、減免を行ってきた案件について、庁内の取扱基準と整合しているかについての整理や確認を行い、庁内の取扱基準と要綱等の関係性についても決裁書に明記されたい。

ウ 行政財産の目的外使用許可の更新に際して、契約書で定める時期までに自動更新を行うための条件(双方において更新拒否や条件変更の申し出がないこと)が示されているため、市において、自動更新する際には必要な意思決定の決裁手続を行われたい。

エ 行政財産目的外使用許可の更新にあたり、申請書類は本来申請者が作成すべきものであり、申請書類を審査すべき立場の所管課が申請書類をすべて作成することは、市の業務に対する信頼を損ねる行為であるとともに、内部統制上も不適切である。直ちに見直されたい。また、申請者に代わって申請書類を作成する業務は、行政書士法により行政書士が行うこととされているため、この点についても疑義を招かないようにする必要がある。

オ 公有財産の使用許可及び貸付、使用料や貸付料の減免にあたっては、その意思決定を行う際の決裁において、根拠となる例規等の名称や条項を明記することを徹底し、記載もれがないようにされたい。

(講じた措置)

公有財産の使用料や貸付料の減免にあたっては、今後は、減免率の上限区分を判定する手順と減免率等を決定する手順を明確に区分して決裁書に記載するよう努めてまいります。減免率の上限区分を判定する手順では、説明はできるだけ具体的な記載とし、上限区分の違いが理解できるようにいたします。減免率等を決定する手順では、減免適用時の留意事項等の検証内容や評価についても決裁上明らかにするようにいたします。

既に制定している要綱、相手方と交わした合意書等により、減免を行ってきた案件についても、庁内の取扱基準と整合しているかについての整理や確認を行い、庁内の取扱基準と要綱等の関係性についても決裁書に明記するようにいたします。

行政財産の目的外使用許可の更新に際して、契約書で定める時期までに自動更新を行うための条件が示されているため、市において、自動更新する際には必要な意思決定の決裁手続を行うようにいたします。

行政財産目的外使用許可の更新にあたり、申請書類は、申請者が作成するように改めます。

公有財産の使用許可及び貸付、使用料や貸付料の減免にあたっては、その意思決定を行う際の決裁において、根拠となる例規等の名称や条項を明記することを徹底するようにいたします。

4 適正な財産管理事務

(2) 備品管理

備品の廃棄手続がもれた場合、実際に廃棄されたのかどうかや、その廃棄が適切であったのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、備品を廃棄する際には、手続が確実に行われるよう、管理体制を整備されたい。

また、備品管理システムでの所管換えもれや設置場所の変更もれについても適正に処理をされたい。

(3) 郵券処理簿

郵券処理簿について、鉛筆書きや修正テープの使用、日付の記載もれが見られたので、適正に処理されたい。

(講じた措置)

今後は、備品を適正に管理するための職員を置き、現存する備品の状態等を改めて確認するとともに、適正な事務処理を行えるような管理体制を構築するよう努めます。

今回の監査で指摘された備品管理システムでの所管換えもれや設置場所の変更もれについては、速やかに手続きを実施するとともに、手続き内容を複数の職員で確認しました。

郵券処理簿については、ボールペンでの記入、誤った場合には訂正印を押して修正するなど、職員に周知徹底し、改善を図りました。

(要改善事項)

5 適正な服務事務

年次休暇欠勤願出兼処理票や勤務を要しない日等の振替簿において、必要な項目の記入もれや事後決裁となっているものが見られた。これらは決裁時にチェックできるものであるので適正に処理されたい。また、修正用具を用いた修正は認められないことを徹底されたい。

(講じた措置)

年次休暇欠勤願出兼処理票や勤務を要しない日等の振替簿において、決裁時に、項目の記入もれ等チェックを徹底するよう所属職員に周知し、改善を図りました。

また、修正用具を用いた修正の禁止についても所属職員に周知し、改善を図りました。

(要改善事項)

6 適正な委託業務

(1) 契約事務

委託業務における仕様書は委託する業務の内容を特定する重要な書面であることを認識し、適正な契約事務に努められたい。

また、所管課契約は、所管課内で事務手続が完了するものであるが、誤りが生じないよう複数の目で確認し、事務の適正化に努められたい。

委託業務の設計書または設計書に代わる見積書(以下「設計書等」という。)は、契約金額の根拠書面となるものである。市は必要があると認めるときは受託者と協議のうえ、契約の内容を変更することができるが、その変更内容に応じた設計書等を作成することで契約金額が適正であることを明確にし、事務の適正化に努められたい。

(講じた措置)

委託契約において、仕様書は重要書面であることを認識し、誤りが生じないよう複数の目で確認し、事務の適正化に努めてまいります。

また、委託契約の内容を変更する場合は、変更内容に応じた設計書等を作成することで契約金額が適正であることを明確にし、事務の適正化に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P15

6 適正な委託業務

(2) 検収事務

今後は契約書の内容と齟齬がないよう、適正な事務の執行に努められたい。

(講じた措置)

検収事務にあたり、契約書の内容との確認を徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P15

7 適正な請負工事

契約締結後に設計違算が判明した場合、西宮市請負工事の設計違算に関する事務取扱要領に基づき契約が解除されることもあることを認識し、設計条件に応じた適正な設計積算に努められたい。

(講じた措置)

請負工事の設計にあたり、違算があった場合には、契約の解除がありうることを認識し、設計条件に応じた適正な設計積算に努めてまいります。

1 報道発表の説明責任

今回、障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについて、報道資料が出された。障害者相談支援事業では、受託者は非課税の認識で消費税を納付しておらず、障害児等療育支援事業では、受託者の課税・非課税の認識や消費税の納付状況が異なっていたが、報道資料には、障害者相談支援事業等の受託者は非課税と認識しており、消費税を納付していない事業所があると記載していた。また、市と受託者で課税の取扱いに係る認識に相違が生じていると記載しているが、市の認識については明記されていなかった。さらに市が受託者に追加で委託料に係る消費税等を支払うとしているが、その理由についても明記されていなかったことなど、資料の説明に不十分な点が多く見られ、一部の新聞報道では市の説明の意図とは異なり、二重払いのような形になるとの報道内容が見られた。結果として、市は多額の消費税相当額を追加で負担することになることから、対外的に誤解を生むことがないように、丁寧な説明が必要とされる。

これらの説明については、市の契約事務や支出事務の信頼性にも関わることであるため、報道発表の際には、十分に説明責任を果たすように努められたい。

(講じた措置)

報道発表への対応については、本市の広報対応の基本となる「パブリシティ活動の手引き」の内容を改めて確認するとともに、事案に対する市の見解や認識を説明することが出来るよう、報道発表時における資料内容やその後の取材対応についても、伝えるべき内容等を明確に整理して課内で共有を図る等、改善に努めてまいります。